

公益法人制度改革のスケジュール（案）

平成 18 年

6 月 2 日 関係 3 法の公布

平成 19 年度

4 月頃 公益認定等委員会の設置

7 月～ 8 月頃 政令・府令の制定

公益認定等委員会による制度運用指針の検討開始

都道府県合議制機関の設置開始

1 2 月頃 平成 20 年度税制改正案の内容決定

平成 20 年度

（公布の日から 新制度の施行 1 2 月 1 日頃の見込み
2 年 6 月以内）

移行期間（5 年間）

平成 25 年度

移行期間の終了（移行申請の提出期限）